

男女共同参画会議(第44回)議事要旨

日時：平成26年10月6日(月) 17:15～18:00

場所：総理大臣官邸 4階大会議室

【出席者】

議長	菅 義偉	内閣官房長官
議員	高市 早苗	総務大臣
同	松島 みどり	法務大臣
同	岸田 文雄	外務大臣(代理 中山 泰秀 外務副大臣)
同	麻生 太郎	財務大臣
同	下村 博文	文部科学大臣(代理 丹羽 秀樹 文部科学副大臣)
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	西川 公也	農林水産大臣(代理 あべ 俊子 農林水産副大臣)
同	小渕 優子	経済産業大臣
同	太田 昭宏	国土交通大臣(代理 北川 イッセイ 国土交通副大臣)
同	望月 義夫	環境大臣
同	山谷 えり子	国家公安委員会委員長
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
同	家本 賢太郎	株式会社クラオンライン代表取締役社長
同	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	鹿嶋 敬	実践女子大学教授
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	高橋 史朗	明星大学教授
同	高橋 はるみ	北海道知事
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
出席者	浜田 昌良	復興副大臣
同	赤澤 亮正	内閣府副大臣
同	越智 隆雄	内閣府大臣政務官
同	原田 憲治	防衛大臣政務官

【議事次第】

1 開会

2 議題

- (1) 男女共同参画基本計画の改定について
 - ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）
 - ・計画策定専門調査会の設置について
- (2) 女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について
- (3) その他
 - ・女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について
 - ・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告書について

3 閉会

【議事要旨】

1. 開会

○冒頭、菅内閣官房長官、有村内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から以下のような挨拶があった。

（有村内閣府特命担当大臣（男女共同参画））

・男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくることにあり、これまでも官民一体となって、また、政府一体となって取り組んできたところ、担当大臣として、今後も心して力を尽くしてまいりたい。

（菅内閣官房長官）

・安倍総理から、男女共同参画会議に対して、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方について、諮問をいただいた。

・安倍内閣は、現行第3次基本計画のもと、2020年までに女性の指導的地位に占める割合を30%にするという政府目標を掲げ、安倍総理自ら経済界に対し、具体的な行動を促し、自主的な取組も進んできた。

・全ての女性が生き方に誇りと自信を持ち、輝くことができる社会をつくりあげることが、安倍政権発足以来の重要課題の1つ。

・隗より始めよとのことで、女性閣僚5名が任命されている。

・第4次基本計画は「2020年30%」の目標年次までの5カ年計画であり、来年夏までに基本的な考え方を示していただき、閣議決定を目指していきたい。

・第4次基本計画は、中長期的・総合的視点から、達成すべき目標とその実現に向けた施策のあり方をしっかりと盛り込んでいきたいと考えており、活発な調査審議をお願いしたい。

・臨時国会に提出予定の、いわゆる女性活躍推進法案についても御議論をいただきたい。本法案は、女性の活躍推進のための取組を加速化させるもの。本日の議論は、法案の審議等今後の議論の参考にさせていただきたい。担当の有村大臣、塩崎大臣には、法案の成立に向け、力を尽くしていただきたい。

2. 議事

○ 武川内閣府男女共同参画局長から、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）、説明があった。資料1-1

・資料1-1及び1-2のとおり、総理からの諮問を受けて、次期男女共同参画基本計画の検討体制として、本会議のもとに計画策定専門調査会を設置し、本会議の有識者議員12名の方に入ってくださいとともに、計画の分野が多岐にわたるため、新たに10名の有識者の方に加わって御検討いただきたい。

・新たな計画の検討に先立って行う、現行計画のフォローアップについては、常時モニタリングを担当している監視専門調査会も合同で行っていきたい。

・女性に対する暴力の分野については、専門である暴力専門調査会にフォローアップと検討の双方を行っていただきたい。スケジュールとしては、途中、論点整理、中間整理、公聴会などを行っていき、来年夏には基本的な考え方の答申をいただきたい。

・御答申をいただいたら、早急に各府省と計画改定作業を進めたい。

○ 上記を踏まえ、各議員から以下のような意見が述べられた。

（辻村議員）

・性暴力やストーカー行為、女兒に対する殺人事件など、被害が深刻化している現状がある。会長を務める女性に対する暴力に関する専門調査会では、平成24年7月に、性犯罪への対策の推進についての報告書を提出した。

・性犯罪についての厳罰化や、被害者の支援のみならず、強姦罪の構成要件の見直し、非親告罪化の問題、加害者更生の問題、地域的な防御体制などの問題もしっかり第4次基本計画に取り入れていただきたい。

・松島法務大臣のもとで法務省刑事局に有識者による検討会が立ち上がるとのこと、大いに期待している。今後、第4次計画にその成果を反映させるべく、情報共有その他協力して進めていきたい。

（柿沼議員）

・今年の6月に、女性団を編成し、1978年から相互交流している中華全国婦女連合会を訪問し、意見交換をした。女性の民間団体として、非常に意義深い交流となった。今度は私たちが中国団をお迎えする立場になっているところ。女性の団体という草の根の立場での国際交流についても計画の中に記載いただきたい。

(有村内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

・関東圏内の性犯罪被害者を支援するシェルターを越智政務官とともに視察した。声を持っているけれども上げられないという方々に寄り添うということが大事だと思っており、就任直後に伺った。

(松島法務大臣)

・性犯罪について強姦罪等の法定刑よりも強盗罪等のほうが重い。この矛盾を解消すべく性犯罪の罰則に関する検討会を9月の末に設け、10月中には第1回を開催する。

・性犯罪の罰則に関する検討会のメンバーは、委員は有識者12人で構成し、うち女性が8人という画期的な委員会。メンバーは刑事法研究者、法曹三者、被害者支援団体関係者等である。来年のしかるべき時期に道筋はつけたい。

・性犯罪の被害者の二次被害防止などのため、裁判員の選任手続において、正当な理由なく被害者特定事項を明らかにしてはならない旨を明記する、裁判員法の改正法案を今国会で提出予定。

・女性に対する犯罪はいまだ深刻な状況。例えば被害者の9割が女性であるストーカー事案の平成25年の検挙件数は、前の年から116件増えて、法施行後最多の1,889件となっており、うち15件が殺人や殺人未遂である。法務省では、専用相談電話、女性の人権ホットラインを全国50か所の法務局に設置し、ストーカー行為やDVなど、女性をめぐる様々な人権問題について、相談に応じて被害の未然防止に役立てている。今後もしっかりと、法務大臣として様々な面から女性に対する犯罪の被害防止と被害者の保護に取り組んでまいりたい。

(総務大臣)

・ローカル・アベノミクスが成功するためには、内需の拡大が必要。家計の消費行動に非常に大きな影響力を持つ女性の視点、発信力が重要な鍵になってくる。女性の知恵と感性は、生産活動やサービス分野において新たなイノベーションを生み出すものである。

・地方公務員制度(女性地方公務員の採用・登用の拡大、研修支援)は総務省として特に力点を置きたい政策。さらに女性隊員が約4割を占めている地域おこし協力隊を大幅増員し、現在の隊員数1,000名弱を3年間で約3,000名に拡大する予定。

・ICTを活用した多様な働き方として、テレワークの環境整備も力を入れたい。時間と場所を選ばずに働くことができるツールであるので、ライフステージに応じた働き方の確立す

ることができる。ただ、その普及においては、労働法制の運用見直しや、情報セキュリティの確保などの課題があるので、関係各省と連携したい。

- ・総務省内では、8月に「アクションプラン」を策定し、職員ごとに「ワークライフバランスシート」を作成している。これは、どういう働き方をしたいかという本人の希望を聞きとり、異動の時などにも参考にしていくもの。
- ・テレワークの対象職員を、本省の課長補佐以下から全職員に拡大した。
- ・男性職員に育児休業を促す内容も含まれたプランであるので、先進的な事例として、この後フォローアップも続けていきたい。

(北川国土交通副大臣)

- ・国土交通省の所管業界というと、建設業、トラックの運送など、男性の職場というイメージが非常に強いが、先日、ドボジョ（建設業従事女性）トラガール（女性トラックドライバー）が官邸で総理と有村大臣と面会し、非常に感激しておられた。
- ・国土交通省としては、建設業に携わる女性を5年以内に倍増したいと考え、「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を8月に策定した。運送業についても、2020年までに女性トラックドライバーの人数を倍増したい。現在女性のドライバーは約2万人、全体の約2.4%に当たり、全産業の女性の割合が43%であることから考えると、非常に低い状況。建設業や運送業の現場で女性がしっかりと働ける環境づくりを進めていきたい。

(山谷国家公安委員会委員長)

- ・防災について、女性の視点を活用した避難所の運営などを始めとした取組を推進してまいりたい。
- ・警察では、女性がより一層活躍できるよう、女性の採用や登用の拡大などに積極的に取り組んでいるところ。引き続き、全国警察において、女性が働きやすい勤務環境づくりや、女性の視点を一層反映した組織運営が行われるよう、警察庁を督励してまいりたい。
- ・女性や子供が被害者となる犯罪については、多くの国民が不安を感じていると認識している。警察では性犯罪などについては前兆事案の段階で対処し、未然防止を図る先制・予防的な活動を強化しているほか、地域の方々と連携した通学路の見守り活動などを行っている。
- ・今後、ストーカー対策を一層充実させるため、関係省庁からなる会議などにおいて、具体的な取組を取りまとめ、政府一丸となって推進していく必要がある。

(有村内閣府特命担当大臣（男女共同参画）)

- ・性犯罪は警察に届け出ないと、緊急の避妊ピルも被害者が1万円を出し、新たな経済負担をもってピルを手に入れなければいけないこと、幼児の被害者が多いということも知った。国家公安委員長ともしっかりと連携して、この問題に立ち向かっていきたい。

(小渕経済産業大臣)

・女性の活躍の推進が経済の活性化につながることを第4次計画にしっかり位置づけていくことが重要。

・女性の活躍推進に向けて、男性も女性も含めた働き方の改革が重要。経済産業省としても、徹底した業務効率化による超過勤務の削減といった取組を率先して進めていきたい。

○ 上記の議論を踏まえ、有村大臣から計画策定専門調査会を設置し、第4次基本計画の検討の提案があり、了承された。資料1-2

○ 上記を踏まえ、有村大臣より男女共同参画会議令に基づき、専門委員の設置の提案があり了承された。

○ 久保田内閣審議官より女性の活躍推進に向けた新たな法的枠組みの構築について説明があった。

・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」について、法律の目的・基本原則は以下のものを規定したい。

・「1 目的」について、豊かで活力ある社会の実現を図るためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるということを目的規定に書きたい。このため、基本原則として、以下の3点を規定したい。

① 採用、昇進等の機会の積極的な提供及び活用が行われること。

② 職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境整備により、職業生活と家庭生活の円滑かつ継続的な両立を可能にすること。

③ 女性の職業生活と家庭生活との両立は本人の意思が尊重されるべきこと。

特に目的規定の中で、「自らの意思によって」と明記することで、企業等で活躍することを望まない女性までこの法律によって経済活動を強いるといった誤解が生じないようにする。

・「2 基本方針等」について、国において、女性の活躍の推進に関する基本方針を策定し、地方公共団体は、基本方針を勘案した各地域内の職業生活における活躍についての推進計画を策定いただきたいと考えている。地方公共団体については、努力義務で対応したい。

・「3 事業主行動計画等」について、国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定することとしたい。この策定指針を受け、事業主たる国や地方公共団体、民間事業主における取組を、次の3点について定めたい。

- ① 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析。
- ② ①の状況把握・分析を受け、目標や取組内容などを記載した「事業主行動計画」の策定・公表。
- ③ 女性の活躍に関する情報の公表

この点に関しては、現在、民間事業主に係る部分に関し、厚生労働省の労働政策審議会において審議中である。

・民間企業等へのインセンティブの付与として、優れた取組を行う一般事業主の認定を行いたい。この認定を受けた事業者は、自社の商品や広告にその認定を使えるということの規定したい。

・「4 その他」について、地域における取組を効果的かつ円滑に行うために、各地域の関係機関で組織する「協議会」を置くことができると規定いたしたい。

・本法律案については、原則公布日施行となっているが、事業主行動計画等は所要の準備が必要なので、公布日を別途定めたい。

・本法律案は、2020年に指導的地位に占める女性の割合を30%にするという政府目標を勘案し、集中的な取組を行うこととし、10年間の時限立法にしたい。

○ 上記を踏まえ、塩崎厚生労働大臣より発言があった

(塩崎厚生労働大臣)

・女性の活躍推進に向けた新法について、9月30日の労働政策審議会において、301人以上の大企業に対し、状況把握・課題分析、行動計画の策定・公表等、女性の活躍の現状に関する情報公表を義務づけることが適当とされた。

・女性が活躍しやすいよう、男女を通じて長時間労働を是正し、子育てしながら働き続けられる社会とすることは、生産性の向上、少子化の改善、男性の生活の豊かさ、介護との両立にもつながるものと考えている。

・女性の活躍推進について、各企業の実態に合った取組が、社会において広く着実に進められる枠組みとすることにより、民間企業における女性の活躍の一段の加速化を図っていききたい。

○ 上記を踏まえ、各議員から以下のような意見が述べられた。

(高橋(は)議員)

・法律案については、地方公共団体の事業主としての努力義務について、知事会を含めた地方六団体とも十分意見交換をしていただきたい。

・知事会でも、女性が輝く社会づくりということで提言をまとめているところ、国一律で実施していくことも多々あるが、それぞれの地域特性を踏まえての対策も多々ある。例えば都会型ではない県では、いわゆる一次産業の現場において、女性の方々が最前線で男性の方々とともに働いて活躍している。法律か、あるいは共同参画基本計画の方への反映な

のかは議論があると思うが、地域の女性の視点も含め、意見を言わせていただきたい。

- ・地域の多様性をさらに発揮しながら、男女共同参画を実現するために、「日本の未来をつくる女性活躍応援基金の創設」を知事会の提言の中でも掲げている。地域の輝く女性づくりに向けて、地域が主体的に取組を進めることができるよう、国の支援をいただきたい。

- ・今後も地域の現場に触れてきた経験を踏まえて、現場の実情を踏まえた発言をさせていただきたい。

(勝間議員)

- ・クオータに関してメディアや企業の皆さんと直接女性の議論する際強く感じるのが、女性のクオータ制に関しては、逆差別であるということ認識している男性がいかにか多いということ。女性が登用されないのは女性に実力がないからであるという論理が表立ってされている。女性が登用されないのは仕組み上の問題であって、クオータ制に関していえば、短期的にはマイナスが生じるかもしれないが中長期的なプラスであることがはっきり証明されれば、そのような議論はおさまるのではないか。今後クオータ制に関するさまざまなノイズに負けることなく、中長期的な成功を目指すことをぜひお願いしたい。

(岩田議員)

- ・数値目標について、クオータというと、誤解を招くのではないか。国が一律の数値目標を企業に義務づけるということではなく、全ての事業主が自分の事業所の実情に合った目標を設定する、どのような目標をつくるかは事業主に自由度を認め、現実の男女間格差の縮小についての改革のスピードが出るような数値目標をお願いしたい。

- ・首都圏の大企業の経営者の空気は変わってきているが、地方には東京の熱意が伝わっていないのが現状。資料2の「4 その他」にある地方で組織される協議会について、任意のものが幾つかの地方で立ち上がっている。私が最も評価しているのは福岡方式で、福岡の行政と産業界と大学等がプラットフォームをつくり、女性の管理職の数値目標などを掲げる事業主が宣言をして登録をする形で地域を動かす仕組みもある。このような仕組みが全国的に展開するような工夫、努力をお願いしたい。

(宗片議員)

- ・働く女性をめぐる課題というのは、男女の賃金格差、非正規雇用、介護や育児と仕事の両立に伴う困難などさまざまである。長時間労働などから生じる健康問題なども深刻になってきている。そういった課題解決に向けた方向性がしっかりと示されることを期待したい。

- ・いわゆる育児支援というのは検討されているが、介護についても大きな課題がある。平成25年の1年間で、介護のために離職した女性が10万人にも及んでいて、その多くが就業を希望しており、就業の継続・復帰も希望している。介護を担う時期の女性たちは、キャ

リアを積んで、管理職にもつく年齢の時期にあるが、そのような女性たちが介護のために仕事を離職しないための支援も大変重要。

- ・全ての女性たちの活躍推進という意味では、被災地の女性たちにも目を向けていただきたい。被災地でも仕事をする女性たちは数多くおり、その実態をしっかりと把握して、必要な支援をお願いしたい。

- ・防災復興に関する意思決定の場への女性の登用というのは、これからもますます重要になっていくので、これからも力を入れていただきたい。

(柿沼議員)

- ・地方でも農業委員の女性の比率を上げようという具体的な動きが始まっている。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の裏側の分野として、地域の長老・教員・官庁など、全ての人たちの意識を変え、例えば働く女性が病気の子供たちを保育園でも預かってもらえない状況をバックアップするなど支える側の体制の厚みを増していくことも非常に重要。

- ・GGI、ジェンター・ギャップ・インデックスが135カ国中105位という実態の中で、女性が働きやすい状況を地域全体でつくっていくことは、生涯にわたって、女性たちも年金だけに頼らない人生設計をこれからできるようになるのではないか。全国の多くの女性たちから随分意見をいただいているのでよろしくをお願いしたい。

(塩崎厚生労働大臣)

- ・数値目標について、今回の労政審でまとめられた報告書では、数値目標の設定が望ましいという前向きな方向性を出していただいた。

- ・労政審の報告を踏まえ、数値目標の設定について義務化する方向で、10月7日の労働政策審議会にお諮りすることとしている。

- ・国が定める一律目標ではなく、一つ一つの企業にとって実情に合った目標を立てること、会社なりの数値目標をつくることを義務化するという形にしたいと考えている。

- ・目標の立て方に会社の特性も出る。そのリスクを負いながら企業には頑張ってもらいたい。

(あべ農林水産副大臣)

- ・農林水産の成長産業化を実現するためにも、女性の活躍が極めて重要。その観点から、地域の農業のプランづくりに女性の参画を促進し、6次産業化にチャレンジする女性への支援、女性の農業経営者のネットワーク化、異業種との交流・連携の推進、女性農業経営者の知恵と民間企業の力を結びつけ、新たな商品開発を行う農業女子プロジェクトを展開する。

- ・農林水産、特に地方においての女性の活躍をしっかりと推進してまいりたい。

(高市総務大臣)

- ・法律案について、地方公共団体の場合、規模や職員に占める女性の数、割合なども差がある。団体の実態に応じた達成目標でなければ難しい。今後、新規採用や女性職員の研修強化はしっかりと応援していくべき。
- ・法律案の中に、公共調達にインセンティブを与える条文が入っているのであれば、落札のために女性に肩書だけ与えて、部下なし幹部など、かえって女性の誇りを傷つけるようなことが起こらないよう、モラルハザード対策はきちんと条文の中に盛り込んでいただきたい。

(高橋(史)議員)

- ・クオータ制は学術的な研究成果が上がっているので、正確に分析した上で、施策をつくる上で参考にしていきたい。

○ 武川男女共同参画局長より資料3-1、資料3-2について報告があった。

(武川男女共同参画局長)

- ・資料3-1及び3-2のとおり、8月5日に公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について決定した。
- ・公共調達の際に、女性の活躍に取り組む企業を優遇し、補助金で女性枠や女性向けのメニューを設けるなど、女性の活躍推進に向けた取組について、会計法など関係法令に基づき、その範囲や活用方法を明らかにするとともに、毎年度各府省の取組状況を公表することによって、取組を促進することとした。

○ 武川男女共同参画局長より資料4-1、資料4-2、資料4-3について報告があった。

(武川男女共同参画局長)

- ・資料4-1から4-3のとおり、9月5日に女子差別撤廃条約について実施状況を国連に報告した。

3. 閉会

○ 菅官房長官から以下のような挨拶があった。

(菅官房長官)

- ・次期基本計画策定に向けて、今後も御意見をいただきたい。
- ・本日の御議論については、次期の企画・立案・実施に必ずとりいれさせていただきたい。